

第5期嬉野市農業委員会
第19回定例総会議事録

令和2年2月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第19回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	岩屋川黒岩 農業用施設	R2.2.5	了 承
報告第1号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	谷所三本椿 携帯電話無線基地局新設	R2.2.5	了 承
	2	下野一本松四 携帯電話無線基地局新設	R2.2.5	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	谷所四本谷 他1筆 賃借権	R2.2.5	承 認
	2	久間明神箆 賃借権	R2.2.5	承 認
	3	谷所三本椿 賃借権	R2.2.5	承 認
	4	久間一本谷 賃借権	R2.2.5	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~8	馬場下七本松 他18筆 使用貸借権・賃借権	R2.2.5	承 認
	嬉1~8	下野一本杉五 他9筆 使用貸借権・賃借権	R2.2.5	承 認
		所有権の移転		
	1	真崎大牟田東 他1筆 あっせん	R2.2.5	承 認
	2	谷所四本谷 他1筆 あっせん	R2.2.5	承 認
	3	谷所三本柳 他1筆 あっせん	R2.2.5	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山南古場 売買	R2.2.5	許 可
	2	下野一本杉三 売買	R2.2.5	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		

	1	馬場下上福東 駐車場	R2.2.5	許 可
	2	不動山一ノ坂 駐車場	R2.2.5	許 可
	3	吉田上西川内 植林	R2.2.5	許 可
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	岩屋川内宇漬川 他1筆 太陽光発電設備設置	R2.2.5	許 可
議案第6号		非農地証明願について		
	1	久間東山 資材置場の一部	R2.2.5	許 可

第5期嬉野市農業委員会第19回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 2月 5日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 2月5日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 2月5日 午後2時33分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	憲章朗読
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	議事録署名	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	欠		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出	議事録署名	12	生田 健児	欠	
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課副課長	納富 作男

理由は、携帯電話無線基地局を新設するためということです。

隣接が、東は道路、西は水路、南北は畑です。

図面は5ページと6ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

この件について、馬場委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
はい、ここの現場は、石垣の三差路を下童の方にですね向かっていったら、右手の方には吉牟田さんのビニールハウス農園がありまして、左の方に土手をちよっと100メートルほどいったらですね、三角の敷地がありまして、全体では無く先の方を5メートルまっかくぐらい、塔が建つそうですけど、部落の方との協議等なされて区の見学等も回されてということないと思います。宜しくお願いします。

議長

続いて、事前審査の結果について、山口智佐代委員、班長として報告をお願いします。

班長

はい、地下4メートルと地上25メートルの鉄塔が建つと言うことで、部落との話が出来ていると言うことで、別に馬場委員が言われたとおり異常ないと思います。宜しくお願いします。

議長
委員

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

議長
事務局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

貸付人は、下吉田の ○○○○ 様、

借受人は、福岡市の ○○○○株式会社 ○○○○

センター長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本松四 ○○○番、地目は田、

面積は1,079㎡のうち3.13㎡です。

理由は、携帯電話無線基地局を新設するためということです。

隣接が、東は水路・宅地、西は田、南北は水路です。

図面は7ページと8ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

この件について、植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
写真を見てもらうとですね、ちょうど田んぼの右側は陶土工場の営業所なんですけど、ちょうど境目になってですねその分に鉄塔を計画されています。別にですね問題ないと思います。宜しくお願いします。

所在地は、大字久間 明神籠 〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,874㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成29年6月1日から令和4年5月31日までで、解約理由は、借受人が高齢のため耕作が出来ないためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議長 それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番です。
貸付人は 石垣下の 〇〇〇〇 様、
借受人は 同じく石垣下の 〇〇〇〇 様です。
所在地は、大字谷所 三本椿 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は162㎡のうちの26㎡、利用権区分は賃借権で、目的は花苗他です。期間は平成31年1月1日から令和10年12月31日までで、解約理由は、携帯電話無線基地局新設のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号4番です。
貸付人は 静岡県富士宮市の 〇〇〇〇 様、
借受人は 冬野の 〇〇〇〇 様です。
所在地は、大字久間 一本谷 〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,570㎡で、利用権区分は賃借権、目的は米・麦・大豆です。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から8番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。(〇〇委員入室)

議 長

次に、利用権設定について嬉野町の方です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から8番までについてを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から8番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページ目をご覧ください。

利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から8番までについてです。

貸し手人は 下吉田の 〇〇〇〇 様 他7名様、

借り手人は 同じく下吉田の 〇〇〇〇 様 他6名様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 〇〇〇番 他9筆、

地目は田と畑、面積は田が合計で16,826㎡、

畑が3,126㎡のうちの400㎡で、田畑合計で17,226㎡。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の方整理番号1番から8番について、質疑を行ないます。

質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の方整理番号1番から8番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の方整理番号1番から8番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

別添の表3ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、

買い手人は 大牟田の ○○○○ 様です。
所在地は、大字真崎 大牟田東 ○○○番 他1筆、
地目は全て田、面積は合計で10,285㎡です。
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は米・麦・大豆です。
対価としましては、反当たり491,000円、全体で5,050,000円です。
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

売り手人は、平山の ○○○○ 様、

買い手人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 四本谷 ○○○番 他1筆、

地目は全て田、面積は合計で3,325㎡です。

所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり571,000円、全体で1,900,000円です。

以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

売り手人は、三ヶ崎の ○○○○ 様、

買い手人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

班 長 はい、今森委員さんから説明してもらったとおりです。別に問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

申請人は 丹生川の ○○○○ 様、

所在地は、大字不動山 一ノ坂 ○○○番○、地目は畑、面積は27㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場用地。

事由は、申請地は休耕地であり、自家用車の台数が増え、駐車場が不足しているため、自家用駐車場用地として転用したいということです。

東西南は道路、北は河川 です。

平成25年5月頃から駐車場として転用されており、始末書が提出されています。

図面は18ページと19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見及び審査結果の報告をお願いします。

地域担当・班長 はい、今事務局の方から説明があったとおり申請地の周りは河川・水路に囲まれて、別に問題はないと思います。1年前から利用されているみたいでした。宜しくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

ということです。

東は道路、西は畑、南は畑・山林、北は道路です。

売買価格は、反当たり302,498円、全体で487,930円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

はい、また大野原の〇〇〇〇さんの太陽光ということで、いろいろ今までありましたけれど、今度の場所はですね、立派な茶畑でありました。しかも、やっぱい今いわれたとおりに後継者がいないちゅうことですね、太陽光にちゅうことで、今見えている奥の方の山林になっとつとですけど、その山林の影になる分は手前に太陽光をはめるということですね。話を聞きました。周りですね、道路が走っていたんですけど、道路の下には、今見えると思いますけど、法じりの方にとつとU字溝が回してありましたので、別に水の問題はないと思いますので、宜しくお願いします。

議長
班長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

はい、今、杉崎委員から説明してもらったとおりで、別に問題ないと思います。どうか宜しくお願いします。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

はい、事務局にお尋ねしますが、太陽光の設置について何か県か国の方から審査上の注意事項等が来てませんか？農業新聞を見たらですね、それなりの被害が出てると。だから、許可をするときは、真剣にその審査をして、しもじもにいろんな被害がでないかそういうところを見た上で、許可をおろして下さいような新聞の記事が載ったもので。事務局も来とつかと思ってお尋ねしました。

事務局

例えば、こういう農地で隣接が絡む農地はですね、道路を挟んでも隣接の耕作の方の承諾をいただいております。昔は、道路があつたらとらないということをしていましたけど、いろいろもめる案件がありまして、今は、ぴったりついている農地であっても、道路がはさんであってもすべて四方の農地の方には承諾をいただいて、また、とれなかった場合には、理由書とれなかった旨の総会での報告して、前回承認をえられなかった案件が1件ありましたけど、そのような感じで、承認が得られなければ、そのまま県に副申します。納得がいかないと審議でもめるような場合は、そのまま理由をこちらで書いて県に送っている状況なので、何かあつたら県の方から見にこられてます。承諾は、必要としておりますので。

局長

ほそくで、太陽光発電についてはですね、市役所新幹線まちづくり課の方ですね、届け出というお知らせをして下さいという案内はですね、関係業者にしているということで。ただし、一定面積を超えた場合と、それはまあお願いしますということで、強制力もなにもないということで、届け出を出さなくても設置が不可能という話ではないということで、あちらこちらで、

